

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年2月27日
【会社名】	株式会社オプトロム
【英訳名】	OPTROM, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三浦 一博
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
【電話番号】	022-392-3711(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 大村 安孝
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
【電話番号】	022-392-3711(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 大村 安孝
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 25,635,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 503,535,500円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	29,500個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	25,635,500円
発行価格	新株予約権1個につき金869円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.869円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1,000個
申込期間	平成26年3月17日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社オプトロム 管理部総務課 宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
払込期日	平成26年3月17日(月)
割当日	平成26年3月17日(月)
払込取扱場所	株式会社七十七銀行 芭蕉の辻支店

(注)1. 第4回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成26年2月27日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 平成26年2月27日(木)開催の当社取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社オプトロム 普通株式(以下「当社普通株式」という。) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、1,000株(以下「割当株式数」という。)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式29,500,000株(株価による)とする。 ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により割当株式数を調整する。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割又は併合の比率 また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分(ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、割当株式数を変更することが適切な場合等、割当株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。 これらの調整後割当株式数は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき割当株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、平成26年2月27日[発行決議日]の直前取引日の株式会社名古屋証券取引所(以下「名証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)とする。ただし、以下の規定に従って修正又は調整されるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、16.2円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p>

(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(5)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	477,900,000円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の割当株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年3月17日から平成28年3月16日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社オプトロム 管理部総務課 宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社七十七銀行 芭蕉の辻支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降、当社から割当された者に対し相当期間を付して新株予約権の行使を催告しても、割当された者が行使しなかった場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき869円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又はそのうちの一部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の所得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（注）1．本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載して、これに記名押印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

2．本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行に伴い、平成21年6月25日開催の第23回定時株主総会で承認された当社定款の定めに従い、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しません。
4. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
503,535,500	43,535,500	460,000,000

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額25,635,500円に、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額477,900,000円を合算した金額から、本新株予約権の発行諸費用の概算を差し引いた金額を示しております。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び発行諸費用の概要額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額には、新株予約権の公正価値算定費用、ファイナンシャルアドバイザー費用、有価証券届出書等開示資料作成費用、弁護士費用(ライブラ法律会計事務所)、第三者による意見書作成費用(二重橋法律事務所)、登記費用、反社会的勢力等に関する調査費用等が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の5.5%(消費税別)が株式会社ファーストメイク・リミテッド(所在地:東京都千代田区岩本町二丁目8番9号林慶ビル、代表取締役:前一明)に対するアドバイザー費用となっております。なお、ファイナンシャル・アドバイザー費用が、当該行使額の5.5%(消費税別)という手数料率となっておりますが、当社の払込金額の総額と、ファイナンシャル・アドバイザーの業務量(スポンサー候補を多数あたって頂いたのみならず、事業再生の専門家を当社に紹介する等で経営企画室の立ち上げに多大な尽力を頂き、さらには経営企画室と連携して投資ストラクチャーの考案・検討・スポンサー候補者への説明等の実務についても多大な協力を得ました)を勘案し、協議の上、決定したものであります。なお、取得事項に基づき当社が新株予約権を取得した場合については、取得した新株予約権の個数に対するファイナンシャル・アドバイザー費用は発生しません。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権による手取額は減少いたします。このように、本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達ができない場合には、期的なつなぎの資金調達等も視野に入れ、可能な限り計画通り事業を進めていく考えであります。また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、上記事業計画の内容について変更する場合があります。その場合は、経費削減等による資金の確保、及び事業計画の見直しを行うとともに、時々金利水準、資本コストの変動等を勘案しながら他の方法による資金調達で充当していく考えであります。
5. 支出時期より前に資金が確保できた場合、支出時期まで調達された資金管理は銀行預金で管理を行います。なお、事業運転資金とそれ以外の資金使途(新規事業開発資金等)の資金が混入することによる予定外消費を避けるため、事業運転資金として予定している165百万円を超えた手取額については、専用の別口座にて管理することと致します。



## （２）【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

今回行う資金調達については、本新株予約権発行による新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額503,535,500円から発行諸費用である総額43,535,500円を差し引いた差引手取概算額は総額460,000,000円となります。

調達資金のうち、295百万円については、当社は、当社の債務超過の状態を解消するとともに、当社の安定的な事業活動を維持するために、既存事業の構造改革費用、及び新たな事業の開業や企業買収（以下、2つを併せて「新規事業開発」といいます。また、新規事業開発と既存事業の構造改革をあわせて以下「本件事業再編」といいます）をするための費用とする予定であります。新規事業開発について、具体的には日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業および東北地方の除染事業に進出することを計画しております。払込の時期等については、新規事業開発の資金需要が発生する都度、割当された者と協議して、資金使途の具体的な内容、金額、所在地、着手及び完了予定年月等について取決め、その必要に応じて払込を行って頂くものとします。

また、調達資金のうち、165百万円につきましては、平成26年12月末日までの間の当社の事業活動の運転資金とする予定であります。なお、支出時期より前に資金が確保できた場合、支出時期まで調達された資金管理は銀行預金で管理を行います。また、本件事業再編資金が事業運転資金と混入することによる予定外消費を避けるため、事業運転資金として予定している165百万円を超えた手取額については、本件事業再編資金用の別口座にて管理することと致します。

< 当社の想定している使途、金額、支出時期について >

想定している使途	想定金額	想定支出予定時期
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30百万円	平成26年3月～平成26年4月
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	210百万円	平成26年3月～平成27年4月
(c) 除染事業進出に伴う企業買収資金	55百万円	平成26年3月～平成27年1月
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	165百万円	平成26年3月～平成26年12月

### ・使途の明細

本新株予約権発行及び行使による手取金の額 460百万円

(a)：当社は、既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革を行うにあたり、製造ラインの改修・製造ライン機器の移設工事費として、30百万円を予定しております。想定支出時期は、平成26年3月～平成26年4月に工事請負業者に対して支払予定です。

30百万円

(b)：新規事業開発（本社内空地を利用した飼料製造業の開業）資金として210百万円を予定しております。支出内訳は契約金30百万円、設備建設費140百万円、運搬車両費30百万円、諸経費10百万円であり、想定支出時期は、平成26年3月に契約金30百万円、第1製造ラインの設備建設費70百万円、および運搬車両初期発注費20百万円を有限会社パルテック（所在地：東京都中野区中野二丁目23-1、代表取締役：金子敦。なお、当社株主である有限会社パルテックとは別法人であります。）に支払予定であり、残る第2ライン設備建設費70百万円および運搬車両費追加発注分10百万円は平成27年1月に有限会社パルテックに支払予定です。なお、諸経費10百万円は平成27年4月の第2ライン稼働までの間に有限会社パルテック以外に支払いが発生する諸費用（測量、許認可取得、その他）として平成27年4月までに随時支出予定です。

210百万円

(c)：新規事業開発（除染事業）のために、株式会社未咲（所在地：郡山市御前南6丁目138番地、代表取締役：竹内正親）の株式取得費用として55百万円を予定しております。なお、当社は、当該株式取得によって、持分法適用会社となることを予定しております。

支出内訳は株式購入代金（20%）30百万円、追加株式購入代金（10%）15百万円、及び、その他必要経費としてデューデリジェンス費用2百万円、弁護士費用（ライブラ法律会計事務所）2百万円、連結会計開始に伴う諸費用概算6百万円（監査法人費用、登記費用等）の合計10百万円であり、想定支出時期は、株式会社アンビシャスグループ（所在地：東京都港区台場一丁目1番1-2204号、代表取締役：児島幸恵）に対して平成26年3月に株式購入代金（20%）30百万円を支払い、平成27年1月に追加株式購入代金（10%）15百万

円を支払う予定です。その他必要経費は随時支出予定です。なお、株式会社未咲の株価の算定においては、当社の上代取締役の紹介で公認会計士蕪澤事務所に依頼いたしました。蕪澤事務所の蕪澤政男会計士は、過去(平成20年7月26日から平成25年4月19日までの間)株式会社アンビシャスグループの社外監査役であったため、株式会社未咲の実情をご存じであり、かつ公認会計士として上場企業を含む多くの依頼者・顧問先を擁する独立した専門家であって、現在は株式会社アンビシャスグループ及び当社との間に利害関係を有しないため、独立性・公平性が担保されていると考え選定いたしました。なお、株価の算定にあたっては、純資産額法と事業の成長性を見込んで前期(平成25年8月期)実績である売上高305,074千円、経常利益2,349千円、当期純利益1,419千円と比して大幅な増収増益(平成26年8月期売上高1,119,900千円、経常利益13,868千円、当期純利益8,321千円、平成27年8月期売上高1,255,900千円、経常利益35,188千円、当期純利益21,113千円、平成28年8月期売上高1,328,000千円、経常利益42,398千円、当期純利益25,439千円、平成29年8月期売上高1,352,000千円、経常利益44,798千円、当期純利益25,439千円、平成30年8月期売上高1,352,000千円、経常利益44,798千円、当期純利益25,439千円、各見込)となる事業計画に基づくディスカウントキャッシュフロー法の併用により行っておりますが、除染事業は需要の高い公共事業であり現在も需要過多で供給が追いつかず発注量が増大を続けていること、また、各見込(予想)において売上高の伸び率以上に経常利益が伸びておりますが、売上高の伸による規模の経済効果により固定費率が下がることが見込まれることから、その成長性を見込んだ事業計画は妥当であると判断し、当該株価算定は適正であると当社取締役会にて判断いたしました。

55百万円

- (d) : 当社は、第3四半期時点の今期予測として年間約221百万円の純損失であり、大幅な営業キャッシュフロー損失となる見込であります。現状のまま推移しますとデジタルコンテンツ事業については横ばい、また金融機関からの借入について返済金額が増加する予定であることから、本年も、既存事業の構造改革で赤字幅を縮小したとしても、新規事業が軌道に乗るまでには保守的に見て165百万円の営業キャッシュフロー損失が発生する見込みです。よって、当社は、平成26年1月から平成26年12月の運転資金として165百万円を必要とする見込んでおります。なお、平成26年1月から本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成25年12月17日に株式会社アンビシャスグループより10百万円、及びホライズンパリティサービス株式会社より平成25年12月25日に10百万円の借入を行い、次いで株式会社アイランド(所在地:福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目1番3号、代表取締役:亀頭隆行)より運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成25年12月27日に50百万円の借入を行っており、当該借入は事業運転資金に充てるものでありますため、当該借入残高50百万円の返済についても平成26年3月から平成26年12月の間の事業運転資金として考え、本第三者割当による手取金により返済予定であります。なお、本件事業再編による効果が当社の見込み通りに軌道に乗った際には平成26年10月からキャッシュフローが改善し、平成27年1月以降の事業運転資金は自力確保できる見込みです。

165百万円

調達する資金使途の合理性に対する考え方

当社の安定的な事業活動を実施するためには、既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の構造改革により営業キャッシュフローの慢性的な赤字を脱して黒字化を目指すことのみならず、新規事業開発によって成長基盤を確立する必要があります。

既存事業の構造改革として、具体的には、まずデジタルコンテンツ事業においては、抜本的な製造ラインを見直し、縮小効率化することにより黒字化する計画を作成しました。しかし、その計画実施には新たな工事費用が必要となります。また、環境事業については好評を博している無接点電球への注力による赤字幅の縮小を目指しますが、その一方で行政から、20W、40WのCCFL管について、PSEマークを取得する製品として従来型の蛍光灯と同様に電気用品安全法上の基準であるインバーターの内部電圧を1000ボルト以下とするように改良指導されましたので、その改良指導への対応による支出が予定されております。以上のように、黒字化を達成するためには、様々な費用が必要であります。

さらに、新規事業開発として、日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業及び東北地方の除染事業に進出することを計画しておりますが、その設備投資等にも多大な経費が要求されることです。

しかしながら、当社の営業損益は今期第3四半期における通期の業績見込によっても221百万円の純損失を計上する状態であり、当社の手元資金では既存事業の維持すら危うく、構造改革に着手することが困難な状態であるばかりか、ましてや、新たな事業を模索・開業するための費用は全く不足している状態であります。

そこで、今回の資金調達により、上記の既存事業の構造改革及び新規事業開発の費用を捻出することが可能となりますので、デジタルコンテンツ事業の黒字化を達成するとともに、今後の成長基盤を確立していくことが可能となり、よって当社の中長期的な企業価値の向上を図ることができるものと考えます。

したがって、今回の資金調達は当社にとって必要不可欠なものであり、既存株主の皆様の利益に資するものと考えられることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要

名称	合同会社社会コンサルージュ
本店の所在地	東京都港区芝浦3丁目14番19号大成ビル6F
代表者の役職・氏名	代表社員 福田 徹
事業内容	会社の事業再生・会社の買収・会社分割に関する支援及びコンサルティング等
資本金	10,000千円(平成26年1月1日現在)
大株主及び持株比率	株式会社志夢(100%)(所在地:東京都港区台場一丁目1番1号、代表取締役:児島幸恵) 株式会社志夢は児島幸恵氏が100%保有し、代表取締役を務めております。
提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	平成25年12月17日付金銭消費貸借契約に基づき、合同会社社会コンサルージュのグループ会社である株式会社アンビシャスグループから当社運転資金10百万円の借入をしておりますが、既に返済済みです。
その他	本新株予約権引受の実施により、当社は割当予定先が指定する役員を1名受け入れることに合意しております。また、合同会社社会コンサルージュのグループ会社である株式会社アンビシャスグループから、株式会社未咲の株式の譲渡を受ける旨合意しております。

名称	ホライズンパリテートサービス株式会社
本店の所在地	東京都中央区築地2-7-12山京ビル5階
代表者の役職・氏名	代表取締役 武内 秀之
事業内容	インターネット上のショッピングモールの開設・公告業務その他
資本金	95,000千円（平成26年1月1日現在）
大株主及び持株比率	武内 秀之（100%） ホライズンパリテートサービス株式会社は武内秀之氏が100%保有し、代表取締役を務めております。
提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。但し、平成25年3月28日から平成25年9月30日まで、ホライズンパリテートサービス株式会社代表取締役武内秀之氏は、当社の取締役でありました。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	平成25年12月24日付金銭消費貸借契約に基づき、当社運転資金10百万円の借入をしております。

## （2）割当予定先の選定理由

当社は過去連続して経常損失及び当期純損失を計上しており、また、平成26年3月期の第3四半期における業績見込において、環境事業部門の深刻な業績不振から今期末でも赤字となることから平成26年3月期末の時点において債務超過となる見込であります。よって、当社は上場を維持し、事業を継続するためにまず債務超過の解消が急務となっております。また、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上を図るため、既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の構造改革により営業キャッシュフローの黒字化を目指すことのみならず、新規事業開発によって成長基盤を確立する必要があります。

このような状況において、当社は当社の元取締役であった武内秀之氏からの紹介をいただき、平成25年2月18日に発行しました第3回新株予約権の引受先であったHP環境投資事業有限責任組合第8号組合を組成したファーストメイク・リミテッド株式会社に対して、スポンサー選定を含む当社の事業再編についてアドバイザー業務を依頼しました。ファーストメイク・リミテッド株式会社は、事業再生の専門家を当社に紹介する等、経営企画室の立ち上げに多大な尽力をいただき、さらには経営企画室と連携して投資ストラクチャーの考案・検討・スポンサー候補者へ説明等の実務についても多大な協力をいただきました。しかしながら、ファーストメイク・リミテッド株式会社は、様々な人脈、ネットワークを通じて当社の事業再生を支援していただく先を長く模索していただきましたが、当社の約16億円もの有利子負債と慢性的な営業赤字状態に加え、当期第2四半期における債務超過の見込により、スポンサー候補はなかなか決まらない状態でありました。そのような状況において、ファーストメイク・リミテッド株式会社は、粘り強くスポンサー候補を多数あたっていただきました。

その結果、当社は、ファーストメイク・リミテッド株式会社より、合同会社コンシェルジュという企業と、その所属している株式会社アンビシャスグループを中心とした企業グループ（以下「アンビシャス企業グループ」といいます。）をご紹介いただきました。なお、ファーストメイク・リミテッド株式会社とアンビシャス企業グループとの関係は、ファーストメイク・リミテッド株式会社の投資事業において数年前より案件の紹介等のお付き合いをされていたと伺っております。アンビシャス企業グループは、グループ内に東北で除染事業をしております株式会社未咲を擁しておりますように、東北地方を中心とした環境事業に対する投資に強い関心をお持ちであるをご紹介していただきました。そこで当社はアンビシャス企業グループに対して事業再生の支援をお願いし、新株予約権の引受けをお願いしましたところ、ご快諾いただきまして、グループ内のどの会社が直接の引受先となるかについては変更の可能性のあるものの、グループ内のファンドであるグランアンビシャス投資事業有限責任組合（所在地：東京都港区芝浦三丁目15番5号、無限責任組合員：志夢合同会社）と合同会社コンシェルジュにて引受けしたい旨の意向を頂戴しました。その後、最終的には、合同会社コンシェルジュのみにて引き受けることとした旨の連絡をいただきました。

また、以前の当社の取締役であった武内秀之氏が代表取締役を務めるホライズンパリテートサービス株式会社から、同社も、当社の事業再生を支援するために当社株式を保有したいとの意向をいただきました。武内秀之氏は以前当社の取締役から任期途中で退任した理由は、前回の資金調達時に当社にホライズンパリテートサービス株式会社として引受

先となる株式会社ネットスタジアムをご紹介いただきまして、その意向を受ける形で取締役として就任いただきました。しかし前記のとおり太陽光発電事業の縮小により株式会社ネットスタジアムとの資本提携関係が解消することとなりまして、株式会社ネットスタジアムからの要請により退任することとなりました。しかし、以後も当社に対して、株式会社ネットスタジアムとは関係なく武内秀之氏個人としての関心を持っていただき、武内氏が代表取締役であるホライズンパリテートサービス株式会社から運転資金を融資下さる等のご支援をいただいております。そこで当社は、両社と協議の上、下記の点を検討し、本新株予約権について合同会社社会社コンシェルジュとホライズンパリテートサービス株式会社の両社に引き受けていただくことといたしました。

#### 合同会社社会社コンシェルジュ

当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

合同会社社会社コンシェルジュは、株式会社アンビシャスグループを中心としたアンビシャス企業グループを構成する一つの企業であり、事業再生、事業投資及び経営コンサルティング事業を展開されております。株式会社アンビシャスグループは、多種多様な企業の育成を目的としたインキュベーション事業ならびに小規模企業から中規模上場企業までを対象にしたプリンシパル投資事業を主体としたホールディングカンパニーであります。今回アンビシャス企業グループ内の合同会社社会社コンシェルジュが当社の新株予約権を引受けた理由は、アンビシャス企業グループ内において特に事業再生と組み合わせた投資業務を、合同会社社会社コンシェルジュを中心にして行っていくためとっております。よって、引受目的は純投資ではありませんが、当社の事業再生、企業価値向上を目的にされており、短期的に全株の売却を意図するものではなく、当社の成長や市場の動向その他を見極めつつ一部を売却していく方針であることを表明されております。当社にとっては、各種の新規事業の提案をいただくことや、その事業の開業について具体的な協力・支援いただくことが期待できます。実際に、今回の新株予約権によって調達した資金によって行う新規事業(高栄養飼料の製造業及び除染事業)は合同会社社会社コンシェルジュ及び株式会社アンビシャスグループからいただいた多数の提案の中から当社において慎重に検討し厳選したものであります。また、新規事業の検討期間において当社に必要となる運転資金及び開業準備資金についても、株式会社アンビシャスグループ及び合同会社社会社コンシェルジュの借入れ先である株式会社アイランドから貸し付けいただくという支援をすでにいただいております。さらに、合同会社社会社コンシェルジュとは、当社が同社の指定する取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。

なお、株式会社アンビシャスグループ及び合同会社社会社コンシェルジュはいずれも株式会社志夢の子会社(アンビシャスグループは約80%、会社コンシェルジュは100%子会社)であり、本新株予約権の資金使途である株式会社未咲の株式は、株式会社アンビシャスグループから譲り受けることとなりますが、その株式譲渡代金はホライズンパリテートサービス株式会社との間でコミットメント契約を締結しており、当社の株式会社未咲株式取得のための資金需要要請を行うことによって新株予約権の行使して頂くことになっております。その払い込まれた資金を用いて株式会社アンビシャスグループから株式会社未咲の株式を取得致します。よって、当該株式取引における代金について、合同会社社会社コンシェルジュが払い込んだ資金が株式会社アンビシャスグループに対して支払われるというものではありません。さらに、株式会社未咲の株式の価値算定は、前記のとおり第三者性のある専門家である蕪澤会計事務所による価値算定を行っておりますので、代金額についても相当性があるものと当社は考えております。

なお、ホライズンパリテートサービス株式会社の行使により株式会社未咲株式を取得する際には、その都度開示いたします。また、二重橋法律事務所より企業行動規範上の手続きに関する事項に記載のとおり、株式会社未咲の株式取得については、会社コンシェルジュと同じく株式会社志夢の子会社であるアンビシャスグループからの取得になるため、本新株予約権発行により調達した資金が循環しているだけであり、本新株予約権の発行ないし本件新株予約権の行使や株式会社未咲株式の取得の実体が存在しないのではないかと見る余地もないのではないものの、本新株予約権の発行ないし行使や株式会社未咲の株式取得が実体のないものとまでは認められないとの意見を受けております。

以上のことから、同社の提案は当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

#### ホライズンパリテートサービス株式会社

ホライズンパリテートサービス株式会社は、海外銀行のサービス代行や紹介、海外の邦人向け家電のハウジングサービス等の業務を行っている会社であり、平成25年2月18日に発行いたしました第三者割当による新株発行及び第3回新株予約権の発行の際の引受先の紹介者でありました。また、代表者である武内秀之氏は過去に当社の取締役でありました。よって、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等については熟知しております。実際に当社の不足する運転資金について、平成25年12月24日付けにて貸し付けいただいております。このたび当社の再建のために投資家として協力していただけることを約束していただきました。よって、同社の提案は当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

なお、本件第三者割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

(3) 割り当てようとする株式等の数

各割当先に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は29,500,000株であります。その内訳は以下のとおりです。

合同会社社会コンシェルジュに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は23,000,000株であります。

ホライズンパリテートサービス株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数6,500,000株であります。

(4) 株券等の保有方針

合同会社社会コンシェルジュ

当社と合同会社社会コンシェルジュの間には、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めはありません。今回の引受目的は純投資であると表明されており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら一部を売却する方針と伺っております。また、株式市場への影響を一定程度抑えられるよう合同会社社会コンシェルジュとの間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行いました。

なお、本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。

ホライズンパリテートサービス株式会社

当社とホライズンパリテートサービス株式会社の間には、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めをしておりますが、同社の代表取締役である武内秀之氏は当社の元取締役であり、今回の引受けも、支援を主目的とした長期保有であることを表明しております。また、株式市場への影響を一定程度抑えられるよう、ホライズンパリテートサービス株式会社との間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行いました。加えて、ホライズンパリテートサービス株式会社の引受けにかかる6,500,000株相当の新株予約権の行使については、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリテートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリテートサービス株式会社は55百万円を限度としてその要請どおり行使する義務を負う旨合意しておりますので、ホライズンパリテートサービス株式会社の行使については市場や既存株主に対する影響を一定程度コントロールできる設計となっているものと考えております。

なお、本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。

#### (5) 払込みに要する資金等の状況

##### 合同会社社会コンシェルジュ

本新株予約権の発行に係る払込みについては、合同会社社会コンシェルジュより本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書とコミットメントした行使分に必要となる資金200百万円についての残高証明を受領しております。なお、本新株予約権を全て行使するために必要となる残りの170百万円については、来年度の同社の売上から準備すると伺っております（ただし、この金額の証明は現時点では頂戴しておりません。また昨年度の決算において、同社は債務超過の状態であり、当期純利益はない状態でした）。また、万が一ではありますが合同会社社会コンシェルジュにおいて本新株予約権行使のために必要な資金が不足した場合に備えて、不足した際には同一企業グループ内企業である株式会社アンビシャスグループから必要資金を保証する旨の確認書と残高200百万円分の預金通帳の写しを受領しております。以上のことから、合同会社社会コンシェルジュには払込みするのに必要な資金があると判断しております。なお、合同会社社会コンシェルジュの残高証明は、株式会社アイランドからの借入（借入日：平成26年1月24日、借入金額：200百万円、担保：無し。利率及び返済期限は当社は把握しておりません）によるものであり、株式会社アンビシャスグループの残高証明は、ともに借入によるものではないと伺っております。

##### ホライズンパリテートサービス株式会社

本新株予約権の発行に係る払込みについては、ホライズンパリテートサービス株式会社より本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書と本新株予約権の権利行使のために必要となる資金について預金通帳の写しを受領しており、いずれも自己資金であると聞いておりますので、払込みするのに必要な資金があると判断しております。

#### (6) 割当予定先の実態

合同会社社会コンシェルジュから、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー、所在地：京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号、代表取締役：荒川一枝）に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。

ホライズンパリテートサービス株式会社から、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。

なお、武内秀之氏は、イニシア・スター証券株式会社が、関東財務局から平成22年4月19日、平成22年12月1日、平成24年12月5日にの3回にわたり行政処分を受けた当時、同社の監査役でありました。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、武内秀之氏は以前、平成24年8月2日に関東財務局から行政処分を受けたWith Asset Management株式会社の取締役でありましたが、With Asset Management株式会社が行政処分を受ける2年前に既に役員を退任しております。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。

## 3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額（1個当たり869円）は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関であるタレス・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社が算定した結果、その算定価額である869円を踏まえ本新株予約権1個の払込金額を869円といたしました。第三者機関からの算定結果報告書では、基準となる当社株価18円（平成26年2月26日の終値）、権利行使価額16.2円、ボラティリティ85.779%（行使期間2年に対応した平成24年2月27日から平成26年2月26日の週次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、無リスク利率0.07%（評価基準日における2年物国債レート）[ a 2 ]、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予



約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき869円との結果を得ております。

さらに、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の特徴、当社株価の推移を鑑み、割当予定先との協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日の名古屋セントレックス市場における当社普通株式の直前営業日である平成26年2月26日の終値である18円を参考として、行使価額を16.2円(小数第二位を四捨五入。以下この(1)において同じ。)といたしました。なお、当該直前営業日である平成26年2月26日の終値18円に対するディカウント率は10%、直前営業日までの1ヶ月間(平成26年1月27日~平成26年2月26日)の終値平均17.10円に対するディスカウント率は5.26%、直前営業日までの3ヶ月間(平成25年11月27日~平成26年2月26日)の終値平均15.25円に対するプレミアム率は6.20%、直前営業日までの6ヶ月間(平成25年8月27日~平成26年2月26日)の終値平均18.20円に対するディスカウント率は10.99%となっております。

本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の公正な価値を反映しており、有利発行に該当しないため、株主総会による特別決議を要さないものと判断しております。当社がそのように判断した理由は、次のとおりです。すなわち、新株予約権の発行に際して、株主総会決議が必要となるのは、発行価額が「特に有利な金額」である場合であるときとされております。そして、発行価額が「特に有利な金額」である募集新株予約権の発行とは、公正な発行価額よりも特に低い価額による発行をいいます。ここで、募集新株予約権の公正な発行価額とは、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された募集新株予約権の発行時点における価額(以下「公正なオプション価額」といいます。)をいうと解されております。そして、公正なオプション価額と取締役会において決定された発行価額とを比較し、取締役会において決定された発行価額が公正なオプション価額を大幅に下回るときは募集新株予約権の有利発行に該当すると解されます。本新株予約権については、独立した第三者機関(タレス・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社)が、本新株予約権がオプション期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使日の前取引日までの一定期間の株価、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションであることなどを踏まえ、一般的なオプション評価理論のうち経路依存オプションの有する特徴を評価額に反映することが可能なモンテカルロ・シミュレーションを適用して本新株予約権の公正な評価額を算定しています。その算定基準となる数値等からすると、この算定結果の合理性に疑義を生じさせる明らかな事由はなく、本新株予約権の公正なオプション価額と認められます。そして、当社取締役会は、本新株予約権の発行価額を、本新株予約権の公正なオプション価額と同額である、本件新株予約権1個当たり、869円と決定しており、公正な発行価額よりも特に低い価額による発行にはあたらないと判断したためです。

また、本新株予約権の行使価額は、割当先との協議の結果、本件取締役会決議の前日の終値である1株18円を参考にして、1株当たり16.2円と決定されていますが、以下の理由から、当該行使価額は相当であると判断しております。新株予約権発行の有利発行該当性に関する判断においては、当該新株予約権の行使価額と対象株式の時価を比較して有利発行該当性を判断するのではなく、上記のとおり、行使価額や株価変動率(ボラティリティ)等の諸般の要素を考慮して算出された当該新株予約権の公正なオプション価額と払込金額を比較することによって判断されます。そして、本新株予約権の公正なオプション価額の算定に当たっては、その行使価額やボラティリティ等の諸般の要素も考慮されており、その結果として、発行価額が公正なオプション価額と同額とされていることから、本新株予約権の発行は、有利発行に該当しないと判断しています。このように、本新株予約権は、行使価額等を踏まえた適正な発行価額が設定されており、かつ、本新株予約権の行使価額が著しく不合理な価額であると結論づける事情は認められないことからすれば、本新株予約権の行使価額には相当であると判断しています。

なお、本新株予約権の発行価額の判断については、第三者機関であるタレス・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社の算定結果及び二重橋法律事務所の意見書を参考にしております。

この判断に基づいて、当社取締役会では、当社の安定的な事業活動を実施するために、既存事業の構造改革による黒字化に邁進し、また、新事業の開始・買収を開始することにより、今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上を図るという資金調達目的、調達手段の妥当性、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、社外取締役1名を含む出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役4名全員(うち、社外監査役3名)から、本新株予約権の払込金額及び行使価額を含む発行条件等は、市場慣行に従った一般的な方法であり、それ自体で特に割当先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の目的である株式の総数29,500,000株に対する議決権数は29,500個となり、現在の当社の総議決権数34,250個に対して86.13%の希薄化が生じ、株式価値の希薄化につながることになります。

また、割当予定先である合同会社社会社コンシェルジュの本新株予約権の行使の方針は、合計200百万円に相当する株数について価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で本新株予約権の効力発生後すみやかに、または平成26年3月末日までに50百万円相当を行使し、以後合計200百万円に満つるまで翌月より毎月200百万円相当の行使をする義務を負うもの

とし、さらに、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で150百万円相当の行使をする義務を負う旨の内容のコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する合意をいただいております。よって、平成26年3月から1年以内に23,000,000株のうちの200百万円分の行使をするという方針で合意しており、さらに新規事業である高栄養飼料の事業計画等の承認を条件としてさらに150百万円分の行使をするという方針で合意しておりますので、合意どおり本新株予約権の行使が実行されると1株当たり株式価値が急速に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、昨今の当社を取り巻く厳しい事業環境の下で、速やかかつ確実な資金調達方法により、運転資金を確保すること及び構造改革・新規事業開拓の必要資金を確保することは重要な経営課題であり、そのための資金を確保することは、当社にとって不可欠と考えております。これにより、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考え、さらには、自己資本の充実、財務健全性の強化により、安定的な事業運営及び資金調達の柔軟性の向上、並びに安定的な金融機関との取引継続を目指すためには、本件第三者割当は、当社にとって必要不可欠と考えられます。

また、株式市場へ急激な影響を与えないよう、合同会社社会コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社との間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行うことによって、急激な稀釈化を一定程度防止できますことから、市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えております。

なお、合同会社社会コンシェルジュは、本新株予約権を全て行使した場合には当社発行済み株式の3分の1超を保有する筆頭株主であるその他の関係会社となることとなりますが、今回の引受目的は純投資であり、支配権獲得のためのものではありません。当社が取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。また、投資目的も純投資であると同っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。また、ホライズンパリティートサービス株式会社も主要株主となる見込ですが、今回の引受目的は当社の企業価値向上を目的にされており、支配権獲得のためのものではありません。現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

以上の理由より、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと見込まれることから、本件第三者割当の募集規模は、合理的であると考えております。

なお、株式の希薄化率が25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) (注)1	総議決権 数に対する所有議 決権の割合(%)	割当後の所 有株式数 (株) (注)2	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株) (注)3	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
合同会社コ ンシェルジュ	東京都港区芝浦3 丁目14番19号大成 ビル6F	-	-	23,000,000	36.08	23,000,000	33.45
ホライズンパ リテートサー ビス株式会 社	東京都中央区築地 2-7-12山京ビ ル5階	-	-	6,500,000	10.20	6,500,000	9.45
株式会社ネット スタジアム	東京都港区海岸3 丁目9番15号 LOOP-X 7F	1,000,000	2.920	-	-	5,000,000	7.20
株式会社エフ ティ・ビジネ ス・デベロッ PMENT	東京都中央区日本 橋茅場町1丁目8 番1号	4,005,000	12.05	4,005,000	6.28	4,005,000	5.83
有限会社バル テック	東京都武蔵村山市 学園5丁目11-25	1,000,000	3.01	1,000,000	1.57	1,000,000	1.45
エムティホール ディングス株式 会社	東京都港区赤坂4 -1-30 AKABISHI - 4F	1,000,000	3.01	1,000,000	1.57	1,000,000	1.45
酒巻 孝司	神奈川県横浜市磯 子区	780,000	2.35	780,000	1.27	780,000	1.13
長砂 博文	鳥取県八頭郡八頭 町	626,000	1.88	626,000	0.98	626,000	0.91
サトシマ ヨシ アキ	大阪府三島郡島本 町	617,000	1.86	617,000	0.97	617,000	0.90
玉岡 正光	兵庫県姫路市	565,000	1.70	565,000	0.89	565,000	0.82
松田 孝	神奈川県横浜市西 区	562,000	1.69	562,000	0.89	562,000	0.82
飯尾 忠一	兵庫県加西市	437,000	1.31	437,000	0.69	437,000	0.64
岡田 直規	千葉県千葉市花見 川区	368,000	1.11	368,000	0.58	368,000	0.54
計	-	9,960,000	32.00	39,460,000	61.91	45,460,000	64.66

(注)1. 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準とし、直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味して記載をしております。本提出日現在の議決権を有する発行済株式数は34,256,000株であります。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の発行済株式数と直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味したものを発行済株式数として、本新株予約権の目的である株式の総数29,500,000株を加えて算定しております。その内訳は以下のとおりです。

合同会社コシェルジュに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数23,000,000株を加えて算定しております。

ホライズンパリテートサービス株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数6,500,000株を加えて算定しております。

3. 割当後の所有株式数に平成25年2月18日に株式会社ネットスタジアムに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数5,000,000株を加えて算定しております。また、全ての新株予約権の目的である株式が行使された場合の発行済株式数は、68,750,000株となります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 当該資金調達の背景、目的及び理由

当社のこれまでの経営状態の現状

当社は、CD・DVDコンパクトディスクの製造・販売をするデジタルコンテンツ事業をコア事業としながら、そのデジタルコンテンツ事業の市場が年々、音楽配信、映像配信の影響により縮小傾向にある状況において、平成21年から環境に配慮した省エネルギー型蛍光灯「E・COOL」の製造・販売を行う環境エネルギー事業をもう一つのコア事業に成長させることに努力してまいりました。また、当社は太陽光発電事業を当社の新規の事業として本社敷地内及び一関にて開始すべく、平成25年2月18日に発行した新株及び新株予約権により調達した資金の一部を準備活動資金として準備活動に着手いたしました。

しかし、デジタルコンテンツ事業については前期のとおり年々減少傾向にあるものの当期においても大きな変動はなく推移し、環境事業については、販売初年度(平成22年3月期)にインパーター不具合による製品不良が発生したこと、製品ブランドの浸透が遅れたこと、また、当社の販売力が十分に発揮できなかったため、十分な結果を出せていない状況でありました。それに加えて、平成25年3月期頃から、一時期の節電の機運が落ち着いたことから省エネ照明への移行スピードが鈍化したこと等から、当期も当初の事業計画よりも大きく後退を強いられました。

次に、太陽光発電事業については、本社工場の敷地内及び岩手県一関市にてそれぞれ行うことを予定し(以下本社工場の敷地内でのプロジェクトを「本社プロジェクト」、岩手県一関市のプロジェクトを「一関プロジェクト」といいます。)、平成25年2月18日発行の第三者割当増資による新株発行及び第3回新株予約権の発行によって準備資金の調達を行い着手いたしました。具体的には、一関プロジェクトの準備活動資金として、第三者割当増資による新株発行にて総額86百万円の調達額のうち10百万円と第3回新株予約権にて調達する総額132百万円のうち32百万円の合計42百万円を予定しておりました。また本社プロジェクトの準備活動資金として第3回新株予約権の調達額のうち100百万円を予定しておりました。

まず本社プロジェクトに関しては、太陽光発電事業には1メガワットあたり350百万円の設備投資が必要なところ、本社敷地内で1メガワットの設備を構築するために、残約250百万円の必要資金を金融機関等から融資を受けることで賄うという計画でした。しかし、各金融機関との交渉は成果を出せず、融資を受けることはできませんでした。次策として太陽光発電事業を共同事業として行う相手を模索し、交渉をしておりましたが実現に至りませんでした。さらに、本社プロジェクトに関連して、プロメントサービス株式会社(所在地:東京都品川区南品川一丁目2番6号、代表取締役徳田昌平)との間で本社プロジェクトにおける太陽光発電事業施設建設等のための資本業務提携を締結し、普通株式200株の新株の第三者割当を受け、金15百万円を支出しました。このように当社は、太陽光発電事業に必要な設備投資資金を調達することが叶わなかったことから、当社は本社敷地内での太陽光発電事業を行うことを断念するに至りました。

次に、一関プロジェクトに関しては、平成24年12月頃株式会社地球ファクトリー(所在地:岩手県一関市萩荘字栃倉南60-1、代表取締役 平井潤一。以下「地球社」といいます。)との間で、許認可が取れた段階で18~20メガワットの発電量の協業事業を行うという内容で協定書を締結し、協定保証金10百万円を支払いました。その後当社は東北電力に22メガワットの売電に関する許認可の申請を行い、許可を得ました。しかしながら、その後、東北電力の受電側まで鉄塔5塔の建設が必要であること分かり、少なくとも事業開始まで36か月程度要することが判明しました。また、前記の鉄塔5塔の建設費が約6億円必要であること等工事代金も膨らみ、当社、地球社のいずれにおいてもその資金調達が困難であった為、地球社と協議し、プロジェクト推進の可能性の模索を重ねておりました。そうした中で、地球社より、メガソーラーの開発・運営の実績を誇るドイツのWirsol Solar(以下「ワースル社」といいます。)に既存のメガソーラー22メガワットの許認可取得分を譲渡したいとの打診があり当社も応諾しました。地球社は、残った半分の敷地で15メガワット前後のメガソーラーの再申請を行い、ワースル社との工事を同時に行うことにより造成コストが大幅に削減可能であり、資金調達も金融機関の支援を地球社が受けられるというスキームで現在もメガソーラー事業を推進中であります。よって、その進捗に応じて、当社は共同事業として主に設備の保守・メンテナンス業務を中心として太陽光発電事業を行うことを予定しております。

従って、太陽光発電事業に係る今後の必要コストにつきましては、基本的に地球社の負担であり、当社に大きなコスト負担は発生しません。

以上のことから、当社は当第3四半期累計期間においても、事業業績が計画と大幅に乖離し、当第3四半期累計期間における売上高は1,453百万円、経常損失は234百万円、四半期純損失は272百万円、当第3四半期末現在で純資産額は212百万円となりました。その結果、事業運転資金が不足したため、太陽光発電事業の準備活動のための資金として平成25年2月18日の第三者割当増資による新株発行にて調達した86百万円のうち、太陽光発電事業の準備資金分であった51百万円の本社プロジェクトのために15百万円と一関プロジェクトのために10百万円支出した残り26百万円と、同日発行の第3回新株予約権が行使されたことによって太陽光発電事業のために調達した48百万円についても、太陽光発電事業の準備のためでなく不足した事業運転資金として充てざるを得ない状況となりました。なお、この資金使途の変更について、第3回新株予約権のうち株式会社ネットスタジアム以外の割当分については、事業運転資金

に資金用途を変更しております。株式会社ネットスタジアムへの割当分に関しましては、太陽光発電事業のうち本社プロジェクトを断念したため、今後の同社保有の新株予約権の行使により払い込まれる資金の用途は、太陽光発電事業ではなく事業運転資金と変更することを平成26年1月29日付の当社取締役会にて決議し、その旨を同社に通知しご理解をいただいた旨と、同社の保有目的は純投資とする旨を同社との間で書面にて確認しました。今後、株式会社ネットスタジアムにより新株予約権の行使により払込があった場合には、専用の口座にて保管し、資金用途についてはその都度取締役会にて決議してまいります。

さらに、減損損失の計上等によって、平成26年3月期も大幅な赤字になる見込みです。当社は過去連続して経常損失及び当期純損失であります。加えて今期の業績悪化によって今期末での債務超過が見込まれており、来期末までに債務超過を解消しなければ上場廃止となることからその解消が急務となっております。

次に、取引金融機関からの借入金1,654百万円(平成25年12月31日現在)については、平成23年3月の東日本大震災による本社工場の一時操業停止により資金繰りが悪化したために取引金融機関に6か月の借入金の返済猶予を依頼し、承諾していただきました。その後、業績回復が計画通りには進捗せず、引き続き平成25年3月末までの借入金の返済猶予の条件変更契約を締結することができましたが、2年間の長期に渡る金融支援を受けております。現在は、さらに元金の返済猶予の交渉を続けつつ利息の支払いのみを行っている状況です。また、更に当社は6期連続赤字であり今年度第3四半期においても損失を計上するという継続した業績低迷の影響により、仕入債務等の事業運転資金が不足する状況であります。そのため、本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成25年12月17日に株式会社アンビシャスグループより10百万円、及びホライズンパリティサービス株式会社より平成25年12月24日に10百万円の借入を行い、次いで株式会社アイランドより運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成25年12月27日に50百万円の借入を行いました。

以上のように、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

#### 今後の事業展開とそれに係る資金需要

当社は、上記のような状況を解消し、当社が安定的な事業活動を実施するために平成25年6月頃から当社の経営改善計画の策定に取り組んでまいりました。その計画策定の中で、当社はまず既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の黒字化により営業キャッシュフローの黒字化が必要と考えました。よって、当社は、収支均衡状況にあるデジタルコンテンツ事業については、市場縮小傾向が進行することを想定した中でも収益力を改善するために、抜本的に製造ラインを見直すことによって、縮小・効率化することにより製造原価を低減するのみならず、有形固定資産の有効活用に継続的に取り組む方針で、年間60百万円の経費削減効果を目指して設定いたします。また、大幅な赤字を計上している環境事業においては、無接点電極ランプ等の競合企業が少なく利益率の高い商材に注力することにより、赤字幅の縮小を目指します。

また、当社の経営状態の安定・改善のためには既存の事業の構造改革のみでは6期連続の赤字の脱却としては十分とは言えないため、さらに新たな収益源を確保する必要があります。そのためには当社が手がけてこなかった分野において新規の事業を模索・開業・着手する必要があると当社は判断いたしました。当社は、以上述べたような既存事業の構造改革に加え、新規事業の検討・着手・遂行及び企業買収のため、ファーストメイク・リミテッド株式会社に対し投資家の紹介・選定を含む事業再編全般のアドバイザーを依頼いたしました。そして、ファーストメイク・リミテッド株式会社より事業再生の専門家である大村安孝氏の紹介を受けましたので、担当執行役員として招聘し平成25年11月1日に経営企画室を新設いたしました。また、同時期に、ファーストメイク・リミテッド株式会社より当社のスポンサー候補として合同会社社会社コンシェルジュをご紹介いただきました。そして合同会社社会社コンシェルジュを含むアンビシャス企業グループより各種新事業の提案をいただきまして、当社は新設された経営企画室にて検討を重ね、経営改善計画の策定に取り組んでまいりました。

このような検討の結果として当社が作成し、平成26年2月27日に取締役会において承認を受けた経営改善計画における具体的な事業再編計画は以下のとおりです。

#### [ デジタルコンテンツ事業 ]

##### 概要

現在、製造ラインはCD8ライン、DVD5ラインである。稼働率は100%を超える月もあるものの、平均してCDについては生産能力170万枚/月に対して約80%の稼働率であり、DVDについては生産能力120万枚/月に対して70%の稼働率である。また、CDの利益率を押し下げている要因としては、クリーンルームの電気代であり、工場全体の電気代である約12百万円/月のうち概算で約5百万円/月を占めている。

そこで、利益率が低いCDのライン数の一部について、機械部分だけを包む形の小さいクリーンボックス型に切り替えることによって、広いクリーンルームを廃止することが可能となるため、電気代及び人件費の削減により最低でも5百万円/月の経費削減効果を見込む。

生産能力については、これまで同様に当社ラインでの生産能力を超過する受注があった際には、一部外注を利用することで、粗利ベースでの損失なく対処できる見込み。

## 行動計画

- 1.平成26年4月を目処にCD製造ラインの一部の移設工事を行い、クリーンルームを廃止する。
- 2.余剰人員については、後述の新規事業に一部異動し、残余は解雇を行う。

## 必要費用

工事費用30百万円

## [環境エネルギー事業]

## 概要

無接点電極ランプ等の競合企業が少なく、利益率の高い商材に注力することで、赤字幅の縮小を目指す。

## [高栄養飼料の製造業]

## 概要

茸類の苗床を分解することで、家畜牛用の飼料(トランジットミール)を作成し販売を行う事業を立ち上げる。事業開始は平成26年10月目処。本事業は既に同事業を行っている有限会社パルテックとの業務提携のもと、有限会社パルテックの指導に基づき行うもので、既存の家畜向け飼料に比較して安価かつ高栄養のものであり需要が高い。また、大規模な機械設備、用地、施工人員が必要な製造業であるため参入障壁が高いものであるが、当社の敷地と熟練工を活用することができる。

計画通りに生産・販売開始できた場合、生産量は750トン/月、売上高は16.5百万円/月を見込む。

生産・売上見込みは有限会社パルテックの実績から想定している数値である。

なお、仕入・販売先の確保・維持・安定については、当社取締役による仕入・販売先へのヒアリングにより十分な余力があると判断した。

本事業としての飼料の製造及び販売については、定款所定の目的事項である「(11)次の商品の売買及び輸入業の(又)肥料、飼料及びこれらの原料」、及び「(31)前各号に付帯関連する事業」として行うが、定時株主総会において定款変更を行い「飼料の製造」を目的に追加する予定。

## 行動計画

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 1．平成26年3月    | 基本合意締結                |
| 2．平成26年3月    | 必要施設着工、運搬車両その他必要備品類購入 |
| 3．平成26年10月   | 工事完成                  |
| 4．平成26年10月中旬 | 事業開始                  |
| 5．平成27年1月    | 第二施設工事開始              |
| 6．平成27年4月    | 第二施設稼働開始              |

## 必要費用見込

合計210百万円

## (内訳)

- |         |            |
|---------|------------|
| 1．契約金   | 30百万円      |
| 2．用地取得費 | 0円（本社用地使用） |
| 3．設備建設費 | 140百万円     |
| 第1ライン工事 | 70百万円      |
| 第2ライン工事 | 70百万円      |
| 4．運搬車両費 | 30百万円      |
| 初期発注    | 20百万円      |
| 追加発注    | 10百万円      |
| 5．諸経費   | 10百万円      |

## 〔除染事業〕

## 概要

現在福島県にて除染事業を行っている株式会社未咲の株式を株式会社アンビシャスグループより取得するとともに、対象会社と共同にて事業を行うことによって、持分法適用会社とする。除染事業は参入障壁が高く、依然として需要過多の業種であり、現在の同社の利益計画通り進行すれば株式会社未咲の収益によって当社は持分法上利益の計上を見込める。当初の譲受株式の議決権割合は20%であり、その後、対象会社及び株式会社アンビシャスグループとの協議により持ち株比率を上昇させていく予定。

対象会社の利益計画は当該会社作成の数字に、デューデリジェンスの結果を踏まえたものである。なお、対象会社は監査を受けていない。また、除染事業自体の寿命については、同業他社及び環境省へのヒアリングによれば今後5年以上現在の需要・成長性は維持される見込みであるとのことである。

なお、株式会社アンビシャスグループは、今回の割当先である合同会社社会社コンシェルジュと同一企業グループに所属している。

## 行動計画

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 1．平成26年3月 | 株式（20%）譲渡契約締結 |
| 2．平成26年3月 | 当社より役員1名派遣予定  |
| 3．平成27年1月 | 追加株式譲受（10%）   |

## 必要費用見込

株式取得費用55百万円

## (内訳)

- |               |       |
|---------------|-------|
| 1．株式購入代金（20%） | 30百万円 |
| 2．株式購入代金（10%） | 15百万円 |
| 3．必要経費        | 10百万円 |

（内訳：デューデリジェンス費用、弁護士費用、連結会計開始に伴う諸費用（監査法人費用、登記費用等））

なお、資金の調達手段として、既に発行されており株式会社ネットスタジアムが所有しております新株予約権の行使についても検討し、株式会社ネットスタジアムに対し行使するようお願いをいたしましたところ、株式会社ネットスタジアムは平成26年1月22日および平成26年2月25日に各1百万株相当の行使をされ、各12百万円（合計24百万円）の払込をいただきました。しかしながら、当該払込資金である24百万円では既存事業の構造改革及び新規事業開発費用としては不足しております。加えて、同新株予約権は「2．(1) 当該資金調達の背景、目的及び理由」に記載のとおり当初は当社の本社敷地内における太陽光発電事業の準備資金に充当するために発行したものであり、当社の本社敷地内での太陽光発電事業を断念し、そのため株式会社ネットスタジアムから太陽光発電事業を目的とした資本関係については解消し今後は純投資目的として新株予約権を保有する旨の表明をいただいている現状であります。従って当初の目的外の使用でありますため行使を強く要請できないものと考えております。また、たとえ残存の新株

予約権の全株数について行使があったとしても手取金額は60百万円であり、既存事業の構造改革及び新規事業開発費用として想定した金額である295百万円には不足するものであります。

以上の事業再編計画に従い、既存事業の構造改革及び新規事業開発によって今後の成長基盤の確立と企業価値の向上を図るとともに、平成27年3月期の債務超過の状態を解消するため、当社は本新株予約権の発行によって必要な資金の調達を行うことに決定いたしました。

## (2) 当該資金調達の概要および選択した理由

### 資金調達方法の概要

本新株予約権は、当社が合同会社社会社コンシェルジュ及びホライズンパリテートサービス株式会社に対して、行使可能期間を2年間とする新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、引受先である合同会社社会社コンシェルジュ・ホライズンパリテートサービス株式会社による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社と合同会社社会社コンシェルジュ、当社とホライズンパリテートサービス株式会社との間で、各々下記の内容を含むコミットメント契約を締結する予定です。

#### [ 本スキームの特徴 ]

(a) 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、予め定めた上限までの範囲内であれば柔軟な資金調達が可能であること(コミットメント)。

具体的には、合同会社社会社コンシェルジュと当社との間で、本新株予約権について、まず、価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で新株予約権のうち200百万円相当分については本新株予約権の効力発生後速やかに、または平成26年3月末日までに50百万円相当分を行使し、以後合計200百万円に満つるまで翌月より毎月20百万円相当の行使をする義務を負うものとする旨の契約(コミットメント)を締結する予定です。さらに、合同会社社会社コンシェルジュと当社との間で、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会社コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で150百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約を締結する予定です。また、当社とホライズンパリテートサービス株式会社との間で、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリテートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリテートサービス株式会社は55百万円を限度としてその要請どおり行使する義務を負う旨の契約(コミットメント)を締結する予定です。

これらのコミットメントに係る金額は、当社の想定している支出時期に必要な金額を完全に充たすものではありませんが、このコミットメントにより、株価が行使価額を下回る状況においても、当社は資金調達が可能となります。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は29,500,000株(うち合同会社社会社コンシェルジュ引受分は23,000,000株、ホライズンパリテートサービス株式会社引受分7,000,000株)で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。また、行使価額も修正条項が付されたものではなく、固定されております。

(c) 本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、一定の手続きを経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

(d) 本新株予約権は、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

(e) 株式市場へ急激な影響を与えないよう、割当予定先各々の新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、両社合わせて毎月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とすることによって、急激な稀釈化を一定程度防止できますことから、市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えます(なお、上限を20%としたのは、当社の直近一年間の月毎出来高平均は当該月発行済株式総数の23.3%であり、かつ直前3ヶ月の月毎の出来高は当該月発行済株式総数の約36~102%であるため20%という売却量は、市場において吸収可能な量であると判断したためです。 )。

### 資金調達方法の選択理由

当社は、債務超過の状態にあり、間接調達によって新規に資金を調達することは極めて困難であります。そのため既存株主の皆様への株式の希薄化を考慮しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資・株主割当増資は、調達に要する時間及びコストが第三者割当による株式及び新株予約権の発行より多くかかるため、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、第三者割当による新株式の発行につきましても、当社の経営環境・事業方針及び資金調達目的に関し理解をいただいている方々を中心に検討を行



いましたが、直近での当社の業績不振と財務状態から、一定規模での引受の了承を得られる先を見出すことは困難でありました。そうした状況の中で、今回の割当先である合同会社コンシェルジュ及びホライズンパリティサービス株式会社より、一時期に大量の資金が必要な株式の割当てであれば引き受けないが、行使の時期・量を当社との協議によって調整できる新株予約権であれば引き受けたい旨の申し出をいただきました。ただし、当社の資金調達の緊急性・必要性についても理解するので、新株予約権発行の取締役会決議と同時に発行数のうち一定割合(合同会社コンシェルジュは合計200百万円に相当する株数について価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で本新株予約権の効力発生後速やかに、または平成26年3月末日までに50百万円相当を行使し、以後合計200百万円に満つるまで翌月より毎月20百万円相当の行使をする義務を負うものとし、さらに、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で150百万円相当の行使をする義務を負う旨の内容のコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する旨の合意をいただきました。また、ホライズンパリティサービス株式会社は、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリティサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリティサービス株式会社は55百万円に相当する株式について、予約権の行使を予め約する内容のコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する旨の合意をいただきました。

当社といたしましては、「2(1)当該資金調達の背景、目的及び理由」で記載のとおり、債務超過解消、運転資金確保という要請は、必要性・緊急性ともに極めて高いことから一定規模の資金調達が必要であるため、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法が唯一の資金調達の手法であると考えまして選択いたしました。

また、本スキームは、本日現在の当社の総議決権に対し86.13%の希薄化が生じ、1株当たりの株式価値の希薄化が生じますが、前項の本スキームの特徴に記載しましたように、当社と引受先との間で行使を要請できるコミットメント契約を締結すること、及び一定の手続きを経て本新株予約権の全部又は一部を取得することができることから、当社が行使を一定程度コントロールできます。さらに、取得した株式の売却について毎月毎に当社の発行済株式総数の20%までを上限とすることで一定程度急激な希薄化を防止できますことから、市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えるところ、むしろ、この本新株予約権発行による資金調達により債務超過を解消し、運転資金を確保するとともに、既存事業の維持・構造改革を推し進め、また新規事業を開始することによって、当社の企業価値を高めることができると考えますので、株主価値の向上につながるものと確信しております。

### (3) 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当による本新株予約権の発行での資金調達は、希薄化率が25%以上になることから、株式会社名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条、同取扱い17に定める、経営者から一定程度の独立したものである当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、当社は、第三者機関である二重橋法律事務所から、本件第三者割当による本新株予約権発行の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手するとともに、当該意見書を参考に、本日(当該発行取締役会決議日)、当社の社外監査役3名及び社外取締役1名から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見をj得ております。

なお、当該意見書の概要は以下のとおりです。

#### 本件第三者割当の必要性

当社は、過去連続して経常損失及び当期純損失となり、平成26年3月期末までに更に大幅な赤字になることが見込まれ、その翌期である平成27年3月期末までに債務超過を解消しなければ上場廃止となるため、その解消が急務となっていること、さらには、取引金融機関からの借入金については、返済猶予を受けているものの、一部の仕入債務について支払期日に支払うことができない状況にあるため、金融機関以外からの借入れによって運転資金を賄っている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していることから、このような状況を解消し、安定的な事業活動を実施するため、既存事業であるデジタルコンテンツ事業及び環境エネルギー事業の構造改革だけでは6期連続した赤字から脱却の方策として十分とはいえないため、さらに新たな収益源として新規事業の模索・開業に取り組む必要がある。しかしながら、平成25年2月18日に発行した新株予約権の未行使分の行使による資金調達は期待できず、また、仮に行使されたとしても上記の取組みに要する費用には大きく不足する。そのため、上記の取組みを可能にする資金調達のために本件第三者割当を行うことには十分な合理性が認められ、また、本件第三者割当の規模についても、上記の取組みに必要な不可欠な金額に連動しているため、十分な合理性が認められる。なお、株式会社未咲の株式取得については、合同会社コンシェルジュと同じく株式会社志夢の子会社である株式会社アンビシャスグループからの取得になるため、本株予約権発行により調達した資金が循環しているだけであり、本新株予約権の発行ないし本新株予約権の行使や株式会社未咲株式の取得の実体が存在しないのではないかと見る余地もないではない。しかしながら、当社は、株式会社未咲の株式取得にあたっては、同社に対するデュー・ディリジェンスを実施し、同業他社及び環境省へのヒアリングを実施した結果、今後除染事業が現在の需

要・成長性が少なくとも5年以上は維持される見込みであることを確認し、当社及び株式会社アンビシャスグループと利害関係を有しない公認会計士蕪澤事務所に株式会社未咲の株式価値算定を依頼しており、その結果、純資産額法とDCF法を踏まえ、それらの算定結果の範囲内に収まる価格にて取得することとしているとのことである。そして、株価の算定のうちDCF法については、事業の成長性を見込んで前期(平成25年8月期)実績と比して大幅な増収増益となる事業計画に基づいているが、除染事業は需要の高い公共事業であり現在も需要過多で供給が追いつかず発注量が増大を続けていることなどを踏まえて検証した結果、その成長性を見込んだ事業計画は妥当であると判断したとのことである。さらには、株式会社未咲の株式の取得費用については、ホライズンパリテート株式会社が本新株予約権を行使したことによって調達した資金が充てられる予定である。こうしたことからすれば、株式会社未咲の株式取得が、合同会社社会社コンシェルジュと同じく株式会社志夢の子会社である株式会社アンビシャスグループからの取得であること自体により、本新株予約権の発行ないし本新株予約権の行使や株式会社未咲の株式取得が実体のないものとまでは認められない。

さらに、割当先についても、本件第三者割当の目的の一つである新規事業の開発が期待できるため、十分な合理性が認められる。したがって、本件第三者割当により資金調達を行う必要性が認められる。

#### 本件第三者割当の相当性

資金調達の方法として、借入、社債発行等ではなく、本件第三者割当を選択した点については、上記のとおり、当社は債務超過の状態に陥っており、金融機関からの借入れについては返済猶予を受けている状態にあることから、負債性の資金調達を行うことは妥当ではなく、資本性の資金を調達することによって、資本増強を図ることが相当であると認められ、また、当社の財務状態からすれば、公募による資金調達を行うことは不確実性を伴うと言わざるを得ず、迅速かつ確実な資金調達の方法として、本件第三者割当を選択したことには、十分な合理性が認められる。もっとも、本件第三者割当に伴う希薄化率については、結果として86.13%の希薄化が生じることとなることを見込まれ、その上、当社は、合同会社社会社コンシェルジュとの間において、平成26年3月末日までに5,000万円相当の本件新株予約権を行使するという内容を含んだコミットメント契約を締結する予定であり、また、ホライズンパリテートサービス株式会社との間においても、ホライズンパリテートサービス株式会社が、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリテートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリテートサービス株式会社は550万円相当を上限として本件新株予約権を行使する義務を負うことを内容とするコミットメント契約を締結する予定であるため、急激かつ継続的な希薄化が生じる可能性がある。しかしながら、本新株予約権発行は、それによって、債務超過の解消及び新規事業の着手が可能となり、そこからの収益をもって、当社の財務状況を改善させることにつながるため、既存株主にとっても、合理的であると認められる。かえって、合同会社社会社コンシェルジュ及びホライズンパリテートサービス株式会社との間の上記合意については、当社が財務状況を改善させるための資金を確実に入手することを可能にするものであり、既存株主にとって利益になると認められる。加えて、資金調達の規模についても必要な資金の規模と連動しており、本件第三者割当による希薄化率が合理的範囲を逸脱していないとの判断を覆すに足る理由は見出せない。また、当社は、合同会社社会社コンシェルジュ及びホライズンパリテートサービス株式会社との間において、本件新株予約権の行使によって取得した株式の売却に関して、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%を上限とするという合意をする予定であるため、株式市場に急激な影響が生じることは防止されており、その点において、既存株主への影響も一定程度に限定されている。

また、本新株予約権は下記のとおり有利発行には該当せず、その発行価額には相当性が認められる。また、本新株予約権の行使価額は、割当先との協議の結果、本件取締役会決議の前日の終値である1株18円に0.9を乗じた金額である1株当たり16.2円と決定されているが、以下の理由から、当該行使価額には相当性が認められる。すなわち、新株予約権発行の有利発行該当性に関する判断においては、当該新株予約権の行使価額と対象株式の時価を比較して有利発行該当性を判断するのではなく、下記のとおり、行使価額や株価変動率等の諸般の要素を考慮して算出された当該新株予約権の公正なオプション価額と払込金額を比較することによって判断される。そして、本新株予約権の公正なオプション価額の算定に当たっては、その行使価額や株価変動等の諸般の要素も考慮されており、その結果として、払込金額が公正なオプション価額と同額とされていることから、本新株予約権の発行は、有利発行に該当しない。このように、本件新株予約権は、行使価額等を踏まえた適正な払込金額が設定されており、かつ、本件新株予約権の行使価額が著しく不合理な価額であると結論づける事情は認められないしたがって、本新株予約権の行使価額にも相当性が認められる。

#### 新株予約権発行の有利発行該当しないこと

新株予約権において、「特に有利な金額」(会社法238条3項2号)による募集新株予約権の発行とは、公正な払込金額(発行価額)よりも特に低い価額による発行をいうところ、募集新株予約権の公正な払込金額(発行価額)とは、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された募集新株予約権の発行時点における価額(公正なオプション価額)をいうと解され、公正なオプション価額と取締役

会において決定された払込金額とを比較し、取締役会において決定された払込金額が公正なオプション価額を大幅に下回るときは募集新株予約権の有利発行に該当すると解される。ここで、上記オプション評価理論には、代表的なものとして、ブラック・ショールズ・モデル、二項格子モデル、モンテカルロ・シミュレーションなどがある。したがって、「特に有利な金額」の該当性については、取締役会が決定した新株予約権の払込金額が、上記の基準により算出される新株予約権の公正なオプション価額から著しく乖離しているか否かにより判断されるべきである。

以上を、本新株予約権の行使についてみると、本新株予約権発行にあたっては、独立した第三者機関(タレス・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社)が、本新株予約権がオプション期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使日の前取引日までの一定期間の株価、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションであることなどを踏まえ、一般的なオプション評価理論のうち経路依存オプションの有する特徴を評価額に反映することが可能なモンテカルロ・シミュレーションを適用して本新株予約権の公正な評価額を算定している。そして、基準となる当社株価18円(平成26年2月26日の終値)、本新株予約権の行使価額16.2円、当社株式のボラティリティ85.779%(行使期間2年に対応した平成26年3月22日から平成28年3月21日の週次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、無リスク利子率0.07%(評価基準日における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、本件新株予約権の行使に伴う希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考にした上で、当社株式の株価、当社株式の流動性及びボラティリティ、当社に付されたコール・オプション、当社による行使指示、割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向等について、当社が20取引日に一度約1,229個ずつ行使指示を行い、割当先が当該行使指示を受けて本新株予約権を行使し、権利行使期間中に約2万3,000株程度を目安に日々売却していくという一定の前提を置き、公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき869円との結果となっている。そして、この算定結果の合理性に疑義を生じさせる明らかな事由は不見当である。したがって、当該算定結果をもって、本新株予約権の公正なオプション価額と認められる。

これに対して、本新株予約権の払込金額(発行価額)は、当社取締役会において、上記の本新株予約権の公正なオプション価額と同額である、本件新株予約権1個当たり、869円と決定されている。そのため、当社の決定した払込金額(発行価額)は、公正な払込金額(発行価額)よりも特に低いとは認められず、本新株予約権の発行は、有利発行には該当しない。

なお、二重橋法律事務所は、当社の顧問弁護士が所属する法律事務所ですが、同事務所は、当社以外の上場企業を含む多くのクライアントに対して法的アドバイスを行っており、企業法務について、極めて高度の専門性を有し、その専門的見地から、当社から独立した立場でアドバイスを行っている法律事務所であります。また、二重橋法律事務所の水川聡弁護士は、当社の監査役であります。また、社外監査役であり、かつ、独立役員であり、当社経営陣から独立した立場から経営を監査しております。以上のことから、当社は二重橋法律事務所の意見は高い第三者性を有すると考えております。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他の参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第27期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年2月27日）までの間において、新たに以下の事業等のリスクが生じております。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年2月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年2月27日）現在において当社が判断したものであります。

#### 4 [事業等のリスク]

(1)～(13) 略

#### (14) 株式価値の希薄化に関わるリスク

当社は平成26年2月27日開催の当社取締役会において、合同会社コンシェルジュ、ホライズンパリティートサービス株式会社を割当予定先とする本新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は34,250個（直前の基準日である平成25年9月30日に現在までの新株予約権の行使状況を加えた数）であり、今回、各割当先に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数29,500,000株に係る議決権数は29,500個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は86.13%と株式の希薄化率は25.0%以上になり、相応の株式価値の希薄化につながることであります。

しかしながら、今回の資金調達については、既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の構造改革により営業キャッシュフローの黒字化を目指すことのみならず、新規事業開発によって成長基盤を確立するための資金を確保するためのものであり、以て当社の企業価値を高めることができるものと考え、ひいては株主価値の向上につながるものと確信しております。よって、本新株予約権の発行に伴う当社株式の発行数量及び株式の希薄化の規模はかかる目的達成の上で合理的であると判断しております。

#### (15) 大株主としての経営権について

当社は平成26年2月27日開催の当社取締役会において、合同会社コンシェルジュを割当予定先とする本新株予約権の目的である株式のうち23,000,000株を割当てることを決議いたしました。割当先が取得すること本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数を合わせると総議決権数の36.65%を占める大株主となります。しかしながら、今回の引受目的は純投資であることを表明されております。また、当社が取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

(16) 資金調達額の不足に関わるリスク

本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まないことが考えられます。その場合は、短期的なつなぎの資金調達等も視野に入れ、可能な限り計画通り事業を進めていく考えであります。また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、上記事業計画の内容について変更する場合があります。その場合は、経費削減等による資金の確保、及び事業計画の見直しを行うとともに、時々々の金利水準、資本コストの変動等を勘案しながら他の方法による資金調達で充当していく考えであります。

2. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」の第27期有価証券報告書に記載された資本金は、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年2月27日）までの間において、下記のとおり増加しております。

平成25年3月31日現在の資本金（千円）	増加額（千円）	平成26年2月27日現在の資本金（千円）
1,035,055	30,738	1,065,793

3. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期事業年度）の提出日（平成25年7月1日）以後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月27日）までの間において、平成25年12月9日に臨時報告書を東北財務局に提出しております。その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

主要株主の異動

1. 異動が生じた経緯

当社が、平成25年2月18日付けで第三者割当により当社株式を割り当てた株式会社ネットスタジアムから、当該株式を市場売却により譲渡した旨の連絡がありました。これに伴い、当社の主要株主に異動が生じました。

2. 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの

名称：株式会社ネットスタジアム

3. 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合  
株式会社ネットスタジアム

	所有議決権の数 （所有株式数）	総株主の議決権の数に対する 割合	大株主順位
異動前 （平成25年11月28日現在）	4,000個 （4,000千株）	12.40%	第2位
異動後	300個 （300千株）	0.93%	

（注）1. 総株主の議決権の数に対する割合については、平成25年12月4日現在の議決権数32,254個（自己株式の議決権数2個を除く。）に対する割合を算出し記載しております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 当該異動の年月日  
平成25年11月29日

5. その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額	1,047,350,500円
本報告書提出日現在の発行済株式総数	32,256,000株

以上

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年7月1日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第28期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

株式会社オプトロム

取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中 大丸
指定社員 業務執行社員	公認会計士	法木 右近

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトロムの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプトロムの平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は6期連続して経常損失、当期純損失を計上し、当第3四半期累計期間において引き続き経常損失及び四半期純損失を計上した結果、平成25年12月末現在債務超過となり、金融機関からの借入金の返済について約定どおりの返済を開始するための原資を確保するのが困難な状況にあり、買掛金及び未払金の一部について支払期日に支払うことができないことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月28日

株式会社オプトロム

取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中 大丸
指定社員 業務執行社員	公認会計士	法木 右近

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトロムの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプトロムの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は5期連続して経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においても経常損失、当期純損失となり、さらに各金融機関から借入金の返済猶予を受けていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した第26期事業年度の訂正後の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該訂正後の財務諸表に対して平成25年6月21日付けで無限定適正意見を表明している。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オプトロムの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社オプトロムが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。